

事務連絡
平成21年10月1日

地方厚生（支）局医療指導課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成21年10月1日付厚生労働省告示第432号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

記

1 薬価基準の一部改正について

(1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、内用薬2品目について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	9,704	5,010	3,419	50	18,183



(参 考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	内用薬 ㊦ セチリジン塩酸塩錠5「NUP」	塩酸セチリジン	5mg 1錠	33.10
2	内用薬 ㊦ セチリジン塩酸塩錠10「NUP」	塩酸セチリジン	10mg 1錠	99.50